

学生の行動制限について

2021年10月6日更新
理事（学生・国際担当）

この行動制限の指針を遵守したからといって新型コロナウイルスの感染リスクから完全に逃れられる訳ではない。しかし、この行動指針はみなさん自身や周りの大切な人が重症化や後遺症のリスクに晒される危険性を軽減し、もしみなさんが感染した場合にSNS等を通じた言われなき誹謗中傷から自身の身を守るために必要なものである。

最近の県内感染者ならびに全国的な新規感染者の動向に鑑み、学生の行動制限を下記の通りとする。

➤ 10月6日（水）以降の変更点について

◎ 県外への移動について

- ・「制限地域」の指定を解除し、特段の移動制限は求めないが、不要不急の移動については慎重に判断すること。
- ・やむを得ず移動する場合は、移動先の自治体の飲食等に関する制限事項を遵守すること。

◎ 海外からの入国について

- ・待機10日目以降の検査結果により厚生労働省から待機期間の短縮が認められた場合は、当該日での登学許可願を提出できること。

◎ 飲食について

- ・アルコールの有無に関わらず、以下の遵守を条件に許可する。

条件：

① 家族との会食であること。

② 以下のすべての条件を満足する会食（アルコールを伴うことも可）

- ・参加者は普段一緒にいる人で4名以内であること（ただし、本学教職員が同伴の場合は、参加者全員がワクチン接種を2回終了している場合に限り、教職員も含め10名以内まで可とする。この場合、教職員は責任をもってワクチン接種が2回終了していることを確認すること。）。
- ・会食は週2回を超えないこと。
- ・利用する飲食店については、「感染対策の第三者認証を取得した店」に限ること。

◎ 宿泊について

- ・原則として、シングルルームに宿泊すること（ただし、宿泊者がワクチン接種を2回終了している場合は2名まで可）。
- ・旅行中（日帰りも含む。）においても、この行動制限の【飲食について】及び【宿泊について】に関する制限を厳守した行動を取ること。

◎ 車を使った移動について

- ・自動車の乗車可能人数の条件を削除

※不織布マスク着用等十分な感染予防対策を取るとともに、以下の健康管理事項①～③を遵守し、慎重に行動すること。

健康管理事項（①「長崎大学健康管理システム」^{*}による自らの健康状態の把握、②行動記録の記帳による自らの行動の十分な把握、③新型コロナウイルス接触確認無料アプリ COCOA^{**}を極力活用した陽性者との接触確認の把握）を厳守すること。

※ワクチン接種をした場合、健康管理システムの「備考」欄に次のことを記載してください。

- ・ワクチンの種類（接種日に入力）：ファイザーかモデルナ
- ・接種回数（接種日に入力）：1回目か2回目
- ・接種場所（接種日に入力）：長崎大学か長崎大学以外
- ・症状の有無（症状が取れるまで入力）：具体的症状
（例）腕の痛み、倦怠感、頭痛、動悸、息切れ等

※発熱や呼吸器症状等の風邪の症状がある場合は、登学を控え、医療機関を受診すること。この場合、かかりつけ医がある場合はかかりつけ医を受診し、かかりつけ医がない場合は長崎大学保健センター^{***}に相談すること（その際、必ず事前に医療機関又は長崎大学保健センターに電話連絡すること。^{****}）

なお、長崎県以外に在住している学生については、長崎県在住の学生に出している指示に準じて、地元医師会及び自治体の関連サイトを必ず確認すること。

※体調不良の友人のお見舞いに行く場合には、まずは医療機関の診断が確定していることを本人に電話等で確認し、体調等も考慮した上で、その是非を判断すること。

※COCOA で陽性者との接触が確認された場合には、長崎大学保健センターに電話連絡し、相談すること。^{*****}

※感染者、濃厚接触者、PCR 検査対象者となった場合には、保健所の指示に従うとともに所属部局の学務担当窓口に報告すること。

※登学禁止における授業等の出欠の取扱いについて

感染者、濃厚接触者又は PCR 検査対象者等となったことにより、保健所又は大学からの指示により登学禁止となった場合には、その期間の授業、試験等については、欠席扱いとしない。その他の教育上必要な救済措置等については、所属部局の学務担当窓口を確認すること。

*）長崎大学健康管理システム：

LACS 等と同様に Web ブラウザでアクセスでき、各自の体温や体調を日々記録して、健康状態の管理を行うことができるシステムで、下記の URL からアクセスできる。

長崎大学健康管理システム：

<https://hms.hc.nagasaki-u.ac.jp/>

**)厚生労働省 (HP) 新型コロナウイルス接触確認アプリ (COCOA)：

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html

***< かかりつけ医がない場合の相談窓口 >

長崎大学保健センター

T E L：095-819-2213、2214 (平日 8：45～17：30 まで対応)

【休日・夜間】

体調不良があり、平日の通常診療時間まで我慢できない又は不安に思う場合には、長崎県受診・相談センター T E L：0120-071126 に相談すること。

上記で解決しない場合には、

救急医療機関案内 (長崎市消防局) T E L：095-825-8199 に連絡すること。

****) 病院実習等 実習がある部局については、所属部局の指示に従うこと。

*****) **長崎県コロナワクチンコールセンター**

T E L：0120-764-060 (平日、土日祝日を含む 24 時間対応)

*****) 長崎大学保健センターや長崎大学病院に直接行かないこと。

記

1. 県外への移動について

- ・ 「制限地域」の指定を解除し、特段の移動制限は求めないが、不要不急の移動については慎重に判断すること。
- ・ やむを得ず移動する場合は、移動先の自治体の飲食等に関する制限事項を遵守すること。

【海外への渡航・海外からの入国等について】

- ・ 海外への渡航について：危険情報及び感染症危険情報レベル 2 以上の国・地域への渡航禁止規制を継続する。ただし、外務省感染症危険情報「レベル 2」以上の国への派遣(「レベル 4」は除く)は、原則 3 ヶ月以上の大学間協定に基づく交換留学を対象に、別途提示する「海外派遣における留意事項」を遵守できる場合に限り可能とする。
- ・ 海外からの入国について：留学等で海外から帰国した者については、健康管理事項①～③を遵守した上で以下の行動をとること。

1) 入国検疫官による特段の指示がなく、入国地 (成田国際空港、羽田国際空港、中部国際空港、関西国際空港、福岡国際空港等) から公共交通機関を利用せずに長崎に

戻ることができる場合は、長崎に戻った翌日から起算して2週間の自宅待機を要請する。登学に際しては「登学許可願 様式4」を提出すること。

2) 入国検疫官による入国地待機の指示がある場合や公共交通機関を利用して長崎に戻らざるを得ない場合は、入国地において帰国した翌日から起算して2週間待機することを要請する。この場合、長崎に戻ってからの2週間の自宅待機は求めない。登学に際しては「登学許可願 (様式4)」を提出すること。

3) 上記1)2) に関して、2週間待機期間中、入国後10日目以降の検査結果により厚生労働省から待機期間の短縮が認められた場合は、当該日での登学許可願を提出できること。

※病院実習等がある医学部、歯学部、薬学部の学生、病院業務、臨床研究等がある医歯薬学総合研究科、TMGHの大学院生、乗船実習がある水産学部の学生、乗船研究がある水産・環境科学総合研究科の大学院生、及び教育実習や実技指導のある教育学部の学生・教育学研究科の大学院生については所属部局の指示に従うこと。

2. 入構について

入構の際には、3密回避等の感染防止対策（不織布マスク着用、座席、入退出時や待合場所等での十分な間隔の確保、適切な消毒や換気の実施等）が十分取られている場所を利用し、自らも咳エチケット及び屋内や人と対面で会話をする場合の不織布マスク着用を遵守することで3密回避に徹するとともに、手洗いや手指消毒をこまめに行うこと。3密の条件が揃わなくても感染が起こっているので注意すること。

なお、肌荒れなどの健康被害がある場合や気温・湿度が高い場合など不織布マスクの着用が難しい場合は、極力会話を控えるなど自らの感染を防ぎ、他者にも感染をさせないようにすること。

3. アルバイトについて

・ アルバイトを行う必要がある場合は、自ら感染予防（マスク着用を含む咳エチケット、手洗い等）を必ず行うとともに、3密回避等の感染防止対策（マスク着用の義務付け、座席、入退出時や待合場所等での十分な間隔の確保、適切な消毒や換気の実施等）が十分取られている店舗等（飲食業については自己適合宣言マーク等の表示がある店）でのアルバイトを選択するよう強く要請する。

・ スナック、クラブ、キャバクラ、ガールズバー、ホストクラブ等いわゆる「接待を伴う飲食業」でのアルバイトについては従来から学生に相応しくない職種として禁止されているものであり、新型コロナ禍収束後も含め禁止する。

4. 集団での飲食ならびにカラオケボックス、ライブハウス、スポーツジム等学外体育施設の施設利用について

【飲食について】

- ・ **2次会及び**接待を伴う飲食店の利用を禁止する。
- ・ 家族以外の者との複数名でのBBQについては、禁止する。

- ・ アルコールの有無に関わらず、以下の遵守を条件に許可する。

条件：

- ① 家族との会食であること。
- ② 以下のすべての条件を満足する会食（アルコールを伴うことも可）
 - ・ 参加者は普段一緒にいる人で4名以内であること（ただし、本学教職員が同伴の場合は、参加者全員がワクチン接種を2回終了している場合に限り、教職員も含め10名以内まで可とする。この場合、教職員は責任をもってワクチン接種が2回終了していることを確認すること。）。
 - ・ 会食は週2回を超えないこと。
 - ・ 利用する飲食店については、「感染対策の第三者認証を取得した店」に限ること。
- ③ 会食を共にした者の所属先、氏名、連絡先を記録しておくこと（個人情報の取扱いには十分注意すること）。
- ④ 自らも3密回避に徹するとともに、会食前後の手洗いや手指消毒を必ず行うこと。
- ⑤ 座席については、4人掛けテーブルに2名で斜め向かいに座る等、座席の間を空ける工夫を行うとともに、席の移動は控えること。
- ⑥ 食事中は黙食に努め、会話は食後にマスクをして楽しみ、店内で大声を発しないこと。
- ⑦ 大皿料理の直箸使用及びトング、食器、箸、グラス、盃等の共用は避けること。

【カラオケボックス・ライブハウスの利用について】

- ・ 飛沫感染のリスクが高いため、利用を禁止する。

【スポーツジム等学外体育施設の利用について】

- ・ 利用に際しては、3密回避等の感染防止対策が十分取られている施設を利用し、自らも3密回避に徹するとともに、マスク着用、使用前後のマシン消毒、手指消毒、手洗い、短時間での更衣室利用等慎重を期すこと。

※病院実習等がある医学部、歯学部、薬学部の学生、病院業務、臨床研究等がある医歯薬学総合研究科、TMGHの大学院生、乗船実習がある水産学部の学生、乗船研究がある水産・環境科学総合研究科の大学院生、及び教育実習や実技指導のある教育学部の学生・教育学研究科の大学院生については所属部局の指示に従うこと。

5. 宿泊について

- ・ 原則として、シングルルームに宿泊すること（ただし、宿泊者がワクチン接種を2回終了している場合は2名まで可）。

※病院実習等がある医学部、歯学部、薬学部の学生、病院業務、臨床研究等がある医歯薬学総合研究科、TMGHの大学院生、乗船実習がある水産学部の学生、乗船研究がある水産・環境科学総合研究科の大学院生、及び教育実習や実技指導のある教育学

部の学生・教育学研究科の大学院生については所属部局の指示に従うこと。

6. 車を使った移動について

- ・ 車の全ての窓の上部を空けておくこと。
- ・ 乗車中もマスクを着用し、会話は最小限に止めること。

7. 感染者等の保護

感染者、濃厚接触者に対する誹謗中傷、不必要な個人情報の発信は、厳に慎むとともに被害を受けた場合は、長崎県の「新型コロナウイルス感染症関連人権相談窓口」(TEL:095-894-3184)に電話で相談すること。

8. その他

今後、新型コロナウイルス感染症拡大の状況によっては、再度強化が要請される可能性がある。本学から新たな行動指針等が出された場合等には、それらの指針等に従うこと。

※これまでの通知発出歴

- ①2020年6月2日通知、②2020年6月25日更新、③2020年7月10日更新、④2020年7月15日更新、⑤2020年8月5日更新、⑥2020年9月16日更新、⑦2020年10月21日更新、⑧2020年12月9日更新、⑨2020年12月21日更新、⑩2021年1月13日更新、⑪2021年2月9日更新、⑫2021年2月22日更新、⑬2021年3月4日更新、⑭2021年3月24日更新、⑮2021年3月31日更新、⑯2021年4月14日更新、⑰2021年4月19日更新、⑱2021年4月27日更新、⑲2021年5月16日更新、⑳2021年6月16日更新、㉑2021年6月23日更新、㉒2021年7月5日更新、㉓2021年7月14日更新、㉔2021年8月3日更新、㉕2021年8月11日更新、㉖2021年8月20日更新、㉗2021年9月15日更新